

神奈川県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成30年3月現在における神奈川県内33市町村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村）の行政区域とする。概ねの面積は、14万6千ヘクタールである。

なお、本区域には、次の区域等が存在するが、除くこととする。

- ア 自然環境保全地域（自然環境保全条例第2条に規定する自然環境保全地域をいう。）
- イ 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域をいう。）
- ウ 特別緑地保全地区（都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区をいう。）
- エ 歴史的風土保存区域（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域をいう。）
- オ 保安林（森林法第25条及び第25条の2に規定する保安林をいう。）に指定された区域
- カ 鳥獣保護区内特別保護地区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護法」という。）第29条第1項に規定する鳥獣保護区内特別保護地区をいう。）
- キ 史跡名勝天然記念物（文化財保護法第109条第1項又は神奈川県文化財保護条例第31条第1項に基づく史跡、名勝又は天然記念物をいう。）の保全に影響（軽微な影響を除く。）を及ぼす区域

また、本区域には、次の区域等が存在するが、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」のとおり、環境保全のために配慮を行うものとする。

- ア 自然公園区域（自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域をいう。）
- イ 鳥獣保護区（鳥獣保護法第28条第1項に規定する鳥獣保護区をいう。）
- ウ 環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- エ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- オ シギ・チドリ類渡来湿地
- カ 国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

本区域には、次の区域等は存在しない。

- ア 自然環境保全地域（自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域、同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域）
- イ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ウ 自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域

（地図は別紙のとおり）

(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

ア 地理的条件

本県は関東平野の南西部に位置し、東部は東京湾、南部は相模湾に面し、北部から北西部を丹沢・箱根山系に囲まれた丘陵地及び平坦な低地を中心とする地域である。

豊かな自然に恵まれながら首都圏の一角に位置する本県は、横浜港、川崎港、横須賀港といった国際貿易港を擁し、平成22年に再拡張・国際化された東京国際空港（羽田空港）に隣接するなど、アジア、そして世界に開かれた国際交流拠点としての役割を果たしている。また、首都圏の中に位置する本県は、商業、居住などさまざまな機能を担っている。

イ インフラの整備状況

首都圏という大消費地に位置する本県は、自動車専用道路や鉄道網などの県民活動及び企業の経済活動を支える利便性の高い交通ネットワークの形成が進められている。特に、「さがみ縦貫道路」（首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の神奈川県区間の一部）が平成27年に完成するなど、圏央道をはじめとする新たな自動車専用道路の整備により、広域的な交通利便性が飛躍的に向上している。

ウ 産業構造

本県の総生産は、平成26年度で約30.3兆円と、フィリピンやフィンランドの一国の経済に匹敵する高い経済力を有している。（平成26年度神奈川県県民経済計算）

本県の産業構造は、付加価値額で見ると、「製造業」（21.2%）、「卸売業、小売業」（17.0%）、「医療、福祉」（9.4%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（7.8%）の順、従業者数で見ると、「卸売業、小売業」（19.6%）、「製造業」（14.5%）、「医療、福祉」（12.0%）、「宿泊業、飲食サービス業」（10.4%）の順となっている。

また、上記の産業を付加価値額で全国と比較すると、「製造業」全国4位、「卸売業、小売業」同4位、「医療、福祉」同3位、「学術研究、専門・技術サービス業」同2位、「宿泊業、飲食サービス業」同3位と、製造業を中心に、多様で活発な産業活動が行われている。（経済センサス-活動調査（平成24年））

エ 人口分布の状況

本県をエリア別にみると、「横浜・川崎」エリアに人口の6割近くが集中しており、また年齢区分別にみると、年少人口が12.4%、生産年齢人口が63.1%、老年人口が24.5%で、平均年齢は45.3歳と全国平均よりは若い地域となっている。（神奈川県年齢別人口統計調査（平成29年1月1日現在））

しかし、県西地域や三浦半島地域のように、既に人口減少が始まっているエリアもあり、加えて、全国で一、二を争うスピードで高齢化が進んでいる。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県では、県東部の横浜・川崎エリアを中心に「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」、県中央部のさがみ縦貫道路沿線等の10市2町と連携した「さがみロボット産業特区」の2つの総合特区に指定された地域があり、また、全県が「東京圏国家戦略特区」に指定されており、こうした3つの特区で地域経済のエンジンを回す取組を進めているところである。また、こうした強みを生かして、「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口減少と超高齢社会に対応するために、ヒト・モノ・カネを県内に引きつける取組も進めている。

特に、産業の集積に向けては、県では企業誘致施策の対象分野を「本県経済を牽引する産業分野」として、成長産業の代表格として創出・育成・振興に取り組んでいる未病産業やロボット産業、エネルギー産業、観光産業と、競争力のある産業の創出・育成に向けてさらなる集積を図る先進・先端産業（先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT／エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業）を対象とするとともに、各市町でも地域の特性を生かした産業集積の取組を行っている。

このような経済環境や本県の取組に加え、本計画を推進することで、次のような将来像を目指すこととする。

- ① 本県が進める産業集積の取組を加速化することにより、県内外の企業の新規参入や産業の集積を後押しするとともに、専門人材を中心とした雇用が創出されている。
- ② 本県経済を牽引する産業分野を中心に、多様な産業の集積が進み、域内に留まらず、域外との取引も拡大し、県内企業の経済活動が活発化している。
- ③ 産業分野間で複合的・有機的な連携が進むことで、多様なニーズに応える新たな技術・市場が創出され、神奈川が全国でもその中心地となっている。
- ④ 活発化した企業の経済活動が雇用及び雇用者の給与に反映し、新たな消費・ニーズを喚起している。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり66百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を27件創出し、促進区域で1,782百万円の付加価値を創出することを目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	1,782百万円	—

(算定根拠)

- ・66百万円については、本県の1事業所あたりの平均付加価値額である6,518万円に基づき設定した。(経済センサス-活動調査(平成24年))
- ・地域経済牽引事業の新規事業件数27件については、平成30年度～34年度において、「5(1)地域の特性及びその活用戦略」で設定した9分野で3事業を承認することを想定して設定した。
- ・また、任意記載のKPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数等を下記のとおり1年延長分の5件を追加して設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の新規事業件数	一件	32件	—

観光消費額総額 (暦年)	1 兆993億円 (平成27年)	1 兆5,000億円	136.5%
生活支援ロボットの 商品化件数 (累計)	15件 (平成30年 1 月現在)	46件	306.7%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6,600万円（本県の１事業所あたり平均付加価値額6,518万円（経済センサス - 活動調査（平成24年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で10%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で10%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が５%増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が７%増加すること

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

現時点では該当なし。

今後、記載の必要が生じた場合は、基本計画を変更し定めることとする。

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を中心とした医薬品、医療機器、再生医療等製品関連産業の集積を活用したライフサイエンス分野
- ②県西地域を中心とした健康関連産業の集積を活用した未病分野
- ③さがみロボット産業特区を中心としたロボット関連産業の集積を活用したロボット分野
- ④（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ環境・エネルギー関連技術を活用した環境・エネルギー分野
- ⑤古都鎌倉や東京2020オリンピック競技大会セーリング競技会場の江の島をはじめとした多様な歴史・文化・スポーツ・自然・景観などの観光資源を活用した観光分野
- ⑥（国研）情報通信研究機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つIoT、AI関連技術を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑦自動車、航空機部品、IT／エレクトロニクス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑧（地独）神奈川県立産業技術総合研究所をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ新素材等の技術を活用した成長ものづくり分野
- ⑨三崎のマグロをはじめとした地域食材などの特産物を活用した6次産業分野

(2) 選定の理由

- ① 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を中心とした医薬品、医療機器、再生医療等製品関連産業の集積を活用したライフサイエンス分野
横浜・川崎エリアは、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」に指定され、多くのライフサイエンス関連企業・研究機関が集積している。横浜市では、理化学研究所をはじめ、連携大学院である横浜国立大学鶴見キャンパスや金沢バイオパーク、横浜国立大学の先端医科学研究センターなど、研究基盤の整備が進み、先端的な研究に取り組む研究機関や140を超えるバイオ関連企業が立地している。また、川崎市殿町地区には、平成29年10月時点で58機関の進出が決定しており、県が整備した再生・細胞医療の産業化拠点であるライフイノベーションセンターへの入居は9割を超えている。同地区には、川崎生命科学・環境研究センターや、ナノ医療イノベーションセンター、国際的にも評価の高い実験動物の研究開発を担う実験動物中央研究所や、レギュラトリーサイエンスの研究に取り組む国立医薬品食品衛生研究所などの研究機関のほか、ライフサイエンス分野における高度な技術・知見を持つ企業が立地しており、先端技術を活用した革新的な医薬品や再生医療等製品などが創出される環境が整備されている。
「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」は、区域周辺に世界有数の巨大市場を有し、平成32年開通予定の羽田連絡道路により、今後さらに立地優位性が高まる区域であり、次世代医薬品・医療機器の新規開発件数13件などの成果により、総合特区の計画期間の延長が認められたところである。なお、国際戦略総合特区は、全国に7区域あり、そのうち本県を含む3区域でライフイノベーション関係の取組を行っている。
本県では、これまでライフサイエンス関連産業の成長性に着目し、産業の集積に取り組んできたが、今後、さらにこうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

② 県西地域を中心とした健康関連産業の集積を活用した未病分野

本県では、神奈川県と市町村が連携し、超高齢社会において成長産業となり得る神奈川発の「未病産業」（健康寿命延伸産業）を創出する取組を全国に先駆けて推進しており、

500を超える企業等が参画する「未病産業研究会」では、「未病産業」の認知に向けた広報戦略やブランド戦略の策定等に取り組んでいる。

特に、富士箱根伊豆国立公園や丹沢大山国立公園に代表される豊かな自然や箱根、湯河原などの温泉地、様々な農林水産品などの地域資源を有する県西地域では、「未病の戦略的エリア」として、未病を改善する取組を実践できる立ち寄りスポット「未病いやしの里の駅」の登録数が180施設を超えるなど、「未病の改善」をキーワードに、住む人や訪れる人、働く人の健康長寿を実現するとともに、未病を改善する様々な地域の魅力をつなげて産業力を高める取組を進めている。

本県では、平成28年3月に策定した「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、未病産業を成長産業として位置付け、産業振興を推進してきたが、今後、さらにこうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

- ※ 「未病」とは、神奈川発の概念であり、健康と病気を2つの明確に分けられる概念として捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、このすべての変化の過程を表す概念。

- ③ さがみロボット産業特区を中心としたロボット関連産業の集積を活用したロボット分野
「さがみロボット産業特区」では、規制緩和や実証フィールドの整備など、実証実験を行う環境を整えており、特区区域には、金属加工機械製造業など、潜在的なロボット関連産業の事業所が2,000以上集積し、40社を超えるロボット関連企業が本社を構えるなど、高度な技術を有するものづくり企業が数多く集積している。また、「ロボット研究会」を設置し、200を超える企業等の参画を得て、共同研究開発を見据えたオープンなフォーラムや交流会などの活動を行っており、平成29年12月現在、オープンイノベーションによる共同開発プロジェクトが10件進行するなど、県内外から関連企業が参入できる状況が生まれている。

「さがみロボット産業特区」は、総合特別区域評価・調査検討会における平成28年度評価結果においても、特区発ロボットの商品化状況累計12件（平成28年度実績値）等により、アジア拠点化・国際物流分野で4区域中1位、ライフ・イノベーション分野で12区域中3位と、他の区域と比較して高い評価を受けており、取組が順調に進捗している。

本県では、平成28年3月に策定した「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、ロボット産業を成長産業として位置付け、産業振興を推進してきたが、今後、さらにこうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

- ④ （国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ環境・エネルギー関連技術を活用した環境・エネルギー分野

本県には、太陽光発電、蓄電池、省エネ機器等をつなぐエネルギー・マネジメント・システム（EMS）や主要な要素技術であるバッテリーの開発にいち早く取り組んできた電気自動車（EV）、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される水素エネルギーに関する高度な技術を持ち、研究開発を進めている企業や、EV用バッテリー等の研究を行う大学、900人を超える職員が在籍し、環境・エネルギー分野で企業や大学等と新エネルギーや省エネルギー等の幅広い技術開発を行う国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）などの研究機関等が立地している。

こうした開発に取り組む企業を後押しするため、本県では、導入費用の一部を補助する制度等により支援してきた結果、県内のEV登録台数（累計）が全国トップとなるなど、着実に成果が見え始めている。

また、Fujisawaサスティナブル・スマートタウンなど、県内各地域において、スマートコミュニティの形成に向けたEMSのインフラ整備を含むプロジェクトの中で、エネルギー管理サービスに、生活支援サービス、セキュリティサービス、多世代交流の場づくりなどを組み合わせて、地域の課題に対応した持続可能なまちづくりを目指す取組が進められている。

本県では、平成28年3月に策定した「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、エネルギー産業を成長産業として位置付け、産業振興を推進してきたが、今後、さらにこうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

⑤ 古都鎌倉や東京2020オリンピック競技大会セーリング競技会場の江の島をはじめとした多様な歴史・文化・スポーツ・自然・景観などの観光資源を活用した観光分野

本県には、武家政権発祥の地・鎌倉、近代日本開国の地・横浜をはじめ、ユネスコ無形文化遺産のチャッキラコなど漁村文化を有する三浦・城ヶ島、江戸時代に「大山講」で賑わった大山街道、戦国から江戸時代に城下町・宿場町として栄えた小田原、平安時代に相模の国府が置かれた大磯など、歴史や文化に関する観光資源のほか、全国的に知名度の高い湘南の海や、富士山の眺望も楽しめる箱根の山など、豊かな自然や景観に関する観光資源が広く県域に存在する。県全体の入込観光客数は、平成28年実績で1億9,027万人と過去2番目を記録しており、市町村別に見ると、横浜市4,601万人、鎌倉市2,128万人、箱根町1,956万人の順となっている。また、近年は、演劇や舞台芸術などの文化芸術活動や、スポーツ施設の活用・スポーツイベントの開催により地域のにぎわいを創出しようという新しい取組も進んでいる。

また、本県では、ラグビーワールドカップ2019™の決勝戦等が横浜国際総合競技場で、東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技が江の島で、野球／ソフトボール競技が横浜スタジアムで、サッカー競技が横浜国際総合競技場で開催されることとなっており、これを契機に国内外からの観光客の積極的な誘致を図っていくため、県と市町村関係団体、観光振興団体等で構成する「神奈川県観光魅力創造協議会」を設置し、官民が連携して、県内の観光資源の発掘・磨き上げや、周遊ツアーの企画・商品化などに取り組んだ結果、累計で2,000件を超える観光資源の発掘や、600件を超えるインバウンドツアーの認定を行っている。そうした中、県内では富裕層向けのラグジュアリーホテル等の宿泊施設や、体験型のアクティビティ施設等の観光施設、バスやタクシー等の交通インフラ、地域の観光土産品の開発・販売等を含めた小売・飲食など、各種観光関連産業における投資への機運が高まっている。

本県では、平成28年3月に策定した「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、観光産業を成長産業として位置付け、産業振興を推進してきたが、今後、さらにこうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

⑥ (国研) 情報通信研究機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ I o T、A I 関連技術を活用した第 4 次産業革命関連分野

本県には、国立研究開発法人情報通信研究機構や、50を超える大学・企業等が進出し、第 5 世代移動通信システム (5 G) を含む無線通信技術の研究開発拠点となっている横須賀リサーチパークのほか、川崎市のかながわサイエンスパーク、I Tベンチャーが数多く存在する新横浜エリアなどに、4,000を超える情報通信産業の事業所が立地し、社会インフラから農業、生活に至るまで I o TやA Iなどの利活用に関する研究が行われている。

こうした情報通信産業と本県に集積するものづくり企業との融合を図ることにより、第 4 次産業革命と呼ばれるイノベーションを創出することを目指し、200を超える企業等が参画する横浜市の「I・T O P 横浜」や 4 つのワーキンググループが活動する川崎市の「かわさき I o T ビジネス共創ラボ」をはじめ、県内各自治体で新ビジネス創出に向けた新たな取組が進められている。

また、(地独) 神奈川県立産業技術総合研究所では、中小企業等による I o T 技術の導入支援に力を入れており、微弱な電磁ノイズ試験に対応できる高精度の電波暗室や、アンテナ角度調整機能を備えた測定器などの整備を進めている。

I o TやA Iに関連する産業は今後の成長が期待されており、こうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

※ 5 G は、「超高速」だけでなく「多数接続」や「超低遅延」といった新たな特徴を持つ次世代の移動通信システムであり、I C T 時代の I o T 基盤として早期実現が期待されている。

⑦ 自動車、航空機部品、I T / エレクトロニクス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本県には、日産自動車(株)をはじめとした自動車メーカーが 10 を超える研究施設等を構えており、自動車関連・航空機関連部品を中心とした輸送用機械器具製造業 (事業所数 600、全国第 3 位) や、I T / エレクトロニクス系産業の基幹となる電気機械器具製造業 (事業所数 632、全国第 4 位) のほか、金属製品製造業 (同 1,277、同 5 位)、はん用機械器具製造業 (同 412、同 4 位)、生産用機械器具製造業 (同 1,065、同 5 位)、業務用機械器具製造業 (同 307、同 4 位)、電子部品・デバイス・電子回路製造業 (同 335、同 2 位)、情報通信機械器具製造業 (同 201、同 1 位) など、幅広いものづくり分野において 8,000 を超える事業所が立地し、製造品出荷額等が 17 兆 7,211 億円 (全国第 2 位)、付加価値額が 4 兆 6,828 億 5,700 万円 (全国第 4 位) と高いポテンシャルを有している。(平成 26 年工業統計調査)

また、県では、県内経済を牽引するベンチャー企業の成長を支援するため、スタートアップのコミュニティー形成や個別ハンズオンの支援を行っており、新たな成長産業のシーズの創出やベンチャー企業の成長を図る取組が民間企業等でも進められている。

本県には、成長ものづくりの基盤となる産業の集積があり、こうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

⑧ (地独) 神奈川県立産業技術総合研究所をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ新素材等の技術を活用した成長ものづくり分野

本県には、バイオマスを原料に化学材料等を創製する研究等を行う理化学研究所や構造材料や磁性材料など次世代材料の研究開発マネジメントを行う新エネルギー・産業技術総合開発機構などの国立研究開発法人、400箇所を超える民営の自然科学研究所（全国第2位）、材料科学を含む幅広い研究を行う33の理科系学部のある大学が所在するとともに、中小企業の中にも低コストで複雑・微細な部品の製造を可能とする新素材や超小型・高精度・高環境耐性を持つセンサを製造する独自の技術などを開発する企業が存在し、航空・宇宙や、福祉製品等の成長分野で競争力の高い新たな技術・製品が生まれる土壤がある。

また、(地独) 神奈川県立産業技術総合研究所では、高機能・高信頼性を併せ持つセラミックス材料や福祉製品等に応用可能な繊細な力加減の制御を可能とするモータやセンサなど、成長産業に繋がる研究開発を行うとともに、県内で生まれた研究シーズを県内企業による製品化に繋げるコーディネート活動にも力を入れており、成長ものづくり産業を創出・育成する環境が整っている。

本県には、成長ものづくりの基盤となる高度な技術を有する企業等が多く存在しており、こうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

⑨ 三崎のマグロをはじめとした地域食材などの特産物を活用した6次産業分野

本県では、三浦のだいこん¹や三崎のマグロ²、足柄茶など、知名度が高い農林水産物が数多く生産されており、こうした農林水産物や加工品の中で、品質や安全性が高いものを県と農業協同組合や漁業協同組合などの生産者団体で構成する「かながわブランド振興協議会」が認定する「かながわブランド」の登録数は、平成30年1月末現在で98品目に達している。

また、約910万人の県民を抱える神奈川は、一大消費地でもあり、農林水産業者が巨大市場への近接性を生かして、生産だけでなく加工や流通販売を一体化し、あるいは地元の商工業者と連携し、新しいビジネスを展開して高い付加価値を創出する6次産業化の試みが、地元農産物を使ったジャムやジェラートの生産・販売など、県内各地で行われている。県では、そうした試みをさらに促進するため、神奈川県6次産業化サポートセンターを設置し、個別相談や専門家の派遣など、総合的な支援を行っている。

本県は、温暖な気候に恵まれ消費地に近いことから、様々な農林水産物等が生産されており、こうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

(1 だいこんの県内産出額 66 億円、全国第 4 位〔平成 27 年生産農業所得統計〕)

(2 まぐろ類の県内産出額 87 億円、全国第 6 位〔平成 27 年漁業産出額〕)

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も活用し、積極的に対応していく。

(2) 制度の整備に関する事項

①地方創生関係施策

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、これまでも地方創生関連施策を実施しており、今後も地方創生推進交付金を活用し、本計画に係る地域経済牽引事業を促進する。

②既存支援施策の充実等

設備投資が活発に行われ、地域経済が活性化するよう、神奈川県、市町村の支援施策の充実等を検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①「都道府県官民データ活用推進計画」の策定

官民データ活用推進基本法に基づく「都道府県官民データ活用推進計画」の策定に向け、公共データの利活用に係る施策等を検討する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

県産業振興課及び各市町村担当課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、県と市町村で連携をとり、対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①（地独）神奈川県立産業技術総合研究所や（公財）神奈川産業振興センター等との連携

平成29年4月に、基礎研究に強みを持つ（公財）神奈川科学技術アカデミーと、製品開発・事業化支援に強みを持つ神奈川県産業技術センターの統合によって、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所を設立し、基礎研究から事業化までの一貫支援を行っている。また、（公財）神奈川産業振興センターをはじめ、横浜、川崎、相模原などにある中小企業支援機関や株式会社ケイエスピー、株式会社さがみはら産業創造センターなどのインキュベーターも数多く立地している。今後、地域経済牽引事業を創出するに当たり、必要に応じてこれらの機関との連携を図っていく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成30年度	平成31年度～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①地方創生関係施策	運用	運用	運用
②不動産取得税の軽減措置	検討	検討	検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①「都道府県官民データ活用推進計画」の策定	検討	運用	運用

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	設置、運用	運用	運用
【その他】			
①（地独）神奈川県立産業技術総合研究所等との連携	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、県と市町村、地域経済牽引支援機関である（地独）神奈川県立産業技術総合研究所と（公財）神奈川県産業振興センターなどが中心となり、技術力の高い県内企業と、県内に数多く所在する大学・研究機関、商工会・商工会議所や金融機関などと連携・協力し、海外展開支援などを含む地域経済の活性化に繋がる取組を展開する。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①（地独）神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）

県内産業の振興と科学技術の向上を目的に、産業技術に関する研究開発や技術支援等の業務を総合的に行う公設試験研究機関として、平成29年4月に設立された。

新法人設立後は、大学等の研究成果を中小企業等による製品化に繋げる「橋渡し研究」、新技術や新製品の性能を評価する「評価法開発」、中小企業等への「IoT技術導入支援」に重点的に取り組むとしており、技術面の支援機能を強化している。

②（公財）神奈川県産業振興センター（KIP）

県内産業の振興を目的に、中小企業等の経営基盤の強化や新規創業、新分野進出の促進に関する事業など、幅広い支援事業を行っている。近年は、中小企業等が抱える様々な経営課題に対応する「神奈川県よろず支援拠点」や、中小企業等において深刻化する事業承継の課題に対応する「神奈川県事業引継ぎ支援センター」を開設し、経営面の支援機能を強化している。

③地域の産業振興財団（横浜、川崎、相模原、横須賀、湘南）

地域産業の振興を目的に、中小企業等の経営基盤の安定強化や経営革新、創業の促進等を図るための幅広い支援事業を行っている。地域に根ざした支援機関として、地域の特性を生かした新事業の創出や事業拡大等を支援する。

④神奈川県商工会連合会、一般社団法人神奈川県商工会議所連合会

地域の商工業の発展を目的に、各地域の商工会間、商工会議所間の連絡調整等を行っている。各地域の商工会、商工会議所の行う事業を通じて、新事業の創出や事業拡大等を支援する。

⑤神奈川県中小企業団体中央会

県内中小企業の振興発展を目的に、中小企業協同組合を中心とした組織化を推進し、連携を強固にすることにより、中小企業の支援を行っている。中小企業による事業の連携化・共同化のための組織づくりの選択、設立、運営に対する助言指導や、中小企業が共同して行う事業に対する助成などにより、中小企業が共同して行う事業を支援する。

⑥神奈川県信用保証協会

地域経済の発展を目的に、中小企業がライフステージの様々な局面で必要とする事業資金を金融機関から円滑に調達できるよう信用保証を行っている。金融機関や関係機関と連携して、経営改善の支援を行うほか、新事業の創出や事業拡大等を支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

神奈川県では、「神奈川県環境基本計画（平成28年3月策定）」に基づき、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標として、地球温暖化対策、資源循環の推進、自然環境の保全、大気環境保全対策、水環境保全対策、化学物質対策、環境を向上させる科学技術等の活用など様々な環境施策に取り組んでいるところである。地域経済牽引事業の促進等に当たっては引き続きこれらの施策を推進するとともに、開発事業等については法令を適正に運用することで、環境の保全及び創造に十分配慮することとする。

また、県央・湘南都市圏においては、「環境と共生する都市づくり基本計画（平成12年3月策定）」に基づき、「持続可能な社会を支える環境と共生する都市圏」の実現に向けた取組を進めており、本都市圏における地域経済牽引事業の促進等に当たっては、「自然が有する機能・魅力を生かした都市づくり」、「環境への負荷を低減する都市づくり」等に十分配慮し取り組むこととする。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。また、自然公園区域内で事業を実施する地域経済牽引事業計画の提出があった場合、国立公園については地方環境事務所と、国定公園及び県立自然公園については県自然環境部局と相談することとする。

(2) 安全な住民生活の保全

神奈川県では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、平成16年12月に「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を制定し、県民、事業者等による自主防犯活動に対する支援や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進している。

地域経済牽引事業の促進等の事業活動に当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に配慮することが重要であることから、本条例の趣旨も勘案し、地域住民等が住みよい安全で安心な地域社会を実現するために、防犯意識のさらなる向上及び自主防犯活動の促進に取り組む。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年3月に地域経済牽引事業促進協議会を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

また、承認地域経済牽引事業計画については、HPで公表する。

②他計画との調和

基本計画を通じた地域経済牽引事業の促進に当たっては、国や神奈川県、市町村等の定める次の計画等との調和を保持し、また、都市機能の無秩序な拡散の防止や、農林漁業の健全な発展との調和の確保に十分配慮することとする。

ア 国土形成計画

イ 土地利用基本計画

ウ 都市計画（都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針を含む）

エ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する基本方針及び基本計画

オ 河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港務局を含む）の計画

カ 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

キ 当該自治体の基本構想、総合計画

③法令等の遵守

地域経済牽引事業の実施に当たっては、農地法や自然公園法などの法令、神奈川県土地利用調整条例や神奈川県環境影響評価条例等の条例等を遵守すること。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

特になし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）